○八千代市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

令和６年３月26日

規則第17号

（趣旨）

第１条　この規則は，指定地域密着型サービス事業所，指定居宅介護支援事業所，指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所（以下「指定地域密着型サービス事業所等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第78条の２第１項，第79条第１項，第115条の12第１項及び第115条の22第１項の規定による申請は，介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の２の２第４項，第131条の３第４項，第131条の３の２第６項，第131条の４第５項，第131条の５第５項，第131条の６第５項，第131条の７第４項，第131条の８第４項，第131条の８の２第４項，第132条第４項，第140条の24第５項，第140条の25第５項，第140条の26第５項及び第140条の32第５項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（変更の届出等）

第３条　法第78条の５各項，第82条各項，第115条の15各項及び第115条の25各項の規定による届出は，施行規則第131条の13第５項，第133条第４項，第140条の30第５項及び第140条の37第４項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定の辞退）

第４条　法第78条の８の規定による指定の辞退は，施行規則第131条の13の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定の更新）

第５条　第２条の規定は，法第78条の12，第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の２第１項並びに第79条の２第１項の規定による指定の更新について準用する。

（指定介護予防支援の委託の届出）

第６条　施行規則第140条の35第１項及び第２項の規定による届出は，同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（事業所情報の提供）

第７条　市長は，千葉県，千葉県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して，指定地域密着型サービス事業所等に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所又は施設の名称及び所在地

(2)　申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名

(3)　指定，指定の更新，変更，廃止，休止，再開又は指定の辞退の年月日及び指定有効期間満了日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　サービスの種類

(8)　事業所又は施設の管理者の氏名，生年月日及び住所

(9)　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(10)　利用定員

(11)　その他市長が必要と認める事項

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか，指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，令和６年４月１日から施行する。

（八千代市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則等の廃止）

２　次に掲げる規則（以下「旧規則」という。）は，廃止する。

(1)　八千代市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年八千代市規則第56号）

(2)　八千代市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年八千代市規則第67号）

(3)　八千代市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年八千代市規則第12号）

（経過措置）

３　この規則の施行の日前に旧規則の規定により行われ，同日以後に市長に受理された申請，申出又は届出については，この規則の規定により行われた申請，申出又は届出とみなす。